小作爭議調査表

No. 9

（月報番号十八号）

（昭和八年三月分）

場所	若松市大字小石字原
關係人員	地主 原田勲 小作人 末津弁次
地主關係團体	ナシ
原因	地主が小作中の全部作地を無断で市営養老院建設のため市に賣却契約せるに對し小作人は耕作權を無視したるのみならず生活の脅威を受くるものありとして（市當局地主に對し土地明渡を要求せり）
發生	昭和八年二月十五日
終熄	昭和〃年三月十二日
關係地種類面積	田一反四畝
小作人關係團体	ナシ
要求事項	土地引上反対 萬一不能の場合は 離作料四百円及耕作物に対する 損害賠償百円並温床の損害 賠償百五十円　計六百五十円 内三百円は養老院建設に寄附する事
經過	地主は上記要求は不當なりとして拒絶したるも仝地方事務所長区長の調停の結果三月十二日下記にて解決
結果	一、地主は昭和七年度小作料四俵を免除し金五十円を離作料として小作人に交付する事 二、温床の損害賠償は金五十円を一封として手交すること、而して本年五月廿一日迄移轉を猶豫すること。

財團法人協調會福岡出張所

備考	